

入札書に添付する内訳書の取扱いについて

桑名市が今後実施する入札において、入札金額の積算根拠となる内訳書を求めた場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

なお、この取扱いは、入札参加資格の事前審査又は事後審査に関わらず、また、変動型最低制限価格の採用の有無に関わらず、電子入札システムを活用する全ての入札（オープンカウンタ方式を含む）を対象として実施します。

1. 内訳書の確認事項

原則として、次の事項を確認します。

- ① 内訳書が添付されているか。
- ② 商号（名称）が正しく記載されているか。
- ③ 入札書の金額と内訳書に記載の合計金額が一致しているか。
- ④ 各費目の内訳の合計が合計金額と一致しているか。
- ⑤ 各費目の積算が適正であるか。
- ⑥ その他電子入札による場合の無効規定に抵触していないか。

2. 具体的な運用

(1) 議決対象となる案件又は談合等の不正行為が疑われる案件

開札時に、入札参加者全員の内訳書について、上記1に記載の確認事項①～⑥を確認します。ただし、建設工事及び維持業務（樹木維持業務及び除草業務をいう。）委託並びに測量、建設コンサルタントその他建設工事に係る業務委託（以下、「建設工事等」という。）における確認事項⑤の確認は、明らかな積算誤りを除き、開札後に実施する入札参加資格審査（事後審査）の際に確認することとします。

なお、談合等の不正行為が疑われる案件については、上記但し書に記載の事項についても、桑名市談合マニュアルに基づき、開札時（落札者又は落札候補者を決定するまでの間）に確認する場合があります。

(2) 上記以外の案件

開札時に、入札参加者全員の内訳書について、上記1に記載の確認事項①のみ確認します。

その上で、その他の確認事項②～⑥については、落札者又は落札候補者となるべき者の内訳書のみ確認することとします。ただし、落札者又は落札候補者となるべき者が複数いる場合（くじ引きとなる場合）は、建設工事等に係る案件を除き、対象者全ての内訳書を確認します。

3. 留意事項

- (1) 落札者又は落札候補者を決定した後に、当該落札者又は落札候補者以外の入札参加者が提出した内訳書の無効が確認された場合においても、一度決定した変動型最低制限価格の再算出は行わないものとします。
- (2) 開札から直ちに行われる再度入札においては、内訳書の再提出が物理的に困難であると考えられますので、その際には内訳書の提出を求めないものとします。

【参考】

対象案件別確認時期・事項等一覧

対象案件	入札種別	確認時期	確認事項	確認対象	備 考	
<ul style="list-style-type: none"> ・議決対象となる案件 ・談合等の不正行為が疑われる案件 	全種共通	開札時	①	入札参加者全員	建設工事等における確認事項⑤の確認は、明らかな積算誤りを除き、開札後に実施する入札参加資格審査（事後審査）の際に確認。	
			②			
			③			
			④			
			⑤			
			⑥			
上記以外の案件	物 品 業務委託	開札時	①	入札参加者全員		
			②	落札者又は落札候補者となるべき者 (くじ引きとなる場合は対象者全て)		
			③			
			④			
			⑤			
			⑥			
	建設工事等	事後審査	開札時	①	入札参加者全員	
				②	落札候補者のみ	
				③		
				④		
⑤						
		⑥				